

くさか しんいち
草鹿 晋一

法学部 教授

修士(法学)

民事法、民事訴訟法、司法制度論

主要な研究業績

□「民事上告審における職権破棄の裁量性について」産大法学44巻4号(2011年) 25頁

□「交差型附帯上告・附帯上告受理申立の可否について」経営実務法研究11号(2009年、経営実務法学会) 35頁

□『「法科大学院における共通の到達目標」への取組みについて 一民事訴訟法一 より合理的な科目間連携の試み』神山法曹雑誌2号(2011年) 87頁

最近の研究業績

□「かいけつサポート第159号」会報かごしま95号(2019年、鹿児島県土地家屋調査士会) 4頁

□「混乱する地図混乱地域?～概念の拡張と解決手法～」会報かごしま93号(2018年、鹿児島県土地家屋調査士会) 4頁

□中日経営実務シンポジウム:口頭報告「法科大学院の理念とは何だったのか、角を矯めて牛を殺すこと勿れ」(於華東政法大学・上海、2017年9月14日、日本経営実務法学会・華東政法大学共催)

□研究テーマ

1)民事上告審の分析

2)境界紛争における紛争解決手続の相互関係

3)司法アクセスと法学教育

□研究の取組み

1) 民事上告審の審理のあり方について、判決内容の分析を通じて明らかにすることをテーマに研究しています。上告審については不服の範囲についてのみ審理することとされている一方で、審理において破棄事由があることが判明した場合、職権で破棄することができる(民事訴訟法325条第2項)。最高裁判所が行なった職権破棄を類型化し、その内容を分析することで、上告審における審理の実情を客観化し、民事訴訟における上告審の構造論的分析を行った。

2) 境界紛争については、民事訴訟による解決のほか、法務局による筆界特定手続、土地家屋調査士会による境界問題解決センター等(境界紛争ADR)が整備されているが、その相互関係、連携のあり方等についてまだまだ理解が十分でないように思われる。その結果として境界紛争ADRの利用について様々な問題が生じているので、理論的に整理しつつ、より良い制度設計、運用ができるように、実態を踏まえた提言等を行う。近年では特に法務局における筆界特定手続と裁判所による境界確定訴訟(ないし筆界確定訴訟)との関係(裁判所によっては事実上の前置手続として筆界特定手続を利用するよう促しているが、その扱いが裁判所により異なるため、実務に若干の困惑が見られるという。)、筆界特定手続と境界問題ADRとの連携(筆界特定手続に

よって特定された筆界を前提として、登記や地図の訂正、越境物の取り扱い等の事後処置について境界問題ADRで取りまとめるスキームの提案)等について実務に即した検討をおこなっている。また、研究成果の社会還元・社会貢献として、各地の境界紛争ADRを設置運営する土地家屋調査士会において、共同研究、助言、研修等を行なっている。

3) 司法過疎地におけるリーガルサービスの状況を調査し、課題を明らかにすること、法学教育、法教育の在り方について、各地の研究者、教員、実務家と協力して実情を調査し、より良い教育を目指して検討し、その成果を大学内外での教育実践を通じて還元すること、の二つを実施している。前者については鹿児島大学が実施している離島における法律相談クリニック等に継続的に参加し、経験を蓄積している。後者については法科大学院教育について科目担当者、カリキュラム編成責任者として主体的に関わるほか、実務技能教育に関するコンソーシアムに運営委員として参加し、法科大学院教育の向上に向けて経験を積んできた。今年度から法学部教員としてこれまでの経験を活かした教育実践を行なっている。消費者法教育の研究グループに参加するほか、各種士業の研修講師を務め、あらゆる対象における法教育、法学教育についての問題を検討している。

学内における活動

- 法務研究科研究科長(2016年4月～2019年3月)
- 法務研究科副研究科長(2012年4月～2016年3月)

学外における活動

- 日本公証法学会理事
- 地籍問題研究会幹事
- 法実務技能教育教材研究開発(通称PSIM)コンソーシアム運営委員
- 京都司法書士会綱紀調査委員
- 香川県土地家屋調査士会学術顧問
- 鹿児島県土地家屋調査士会学術顧問
- 京都土地家屋調査士会顧問
- 元高松簡易裁判所司法委員
- 元香川県弁護士会綱紀委員